

2009. 7. 27

県民の皆様

くらし・しぜん・いのち 岐阜県民ネットワーク
寺町知正

携帯 090-1827-0949

今年1月、滋賀県知事に対し「県の行政委員の（月額報酬は）勤務日数に応じた報酬を定めた地方自治法に違反する」として支出差し止めを命じた大津地裁判決が出ています。

いくつかの自治体では見直しが進んでいますが、岐阜県は状況確認はしたものの静観のようです。この点について、・・・・、住民訴訟を検討しようとの提案がありました。

「1回 6万円から17万円」という信じられない「高額」。

この裏面に「岐阜県・行政委員会の執務実績と委員一人1回の日当額」を載せておきます。

住民監査請求の文案はこれから作りますし、この夏の適当な時期に県の監査委員に住民監査請求したいと思います。

つきましては、住民監査請求できるのは岐阜県内に在住する方、です。

一緒に住民監査請求したいという方は、お名前につき、「自署」となっていますので、別紙の「住民監査請求人名簿」にご記入の上、寺町知正まで返送してください。

インターネットには詳しい情報を掲載します。

Web ページは「県民ネット」、ブログは「てらまち・ねっと」。

郵送費と事務作業の省力のため、この封筒でまとめてご案内させていただきます。

● 記名済みの用紙の返送先と返送期限

記入済みの署名用紙を標記の「岐阜県山県市西深瀬 208 寺町方」まで郵送する。

返送期限 ⇒ 8月21日 （裏金の委任状と同じ日にします）

● 住民監査請求書は後日、作成します。インターネットのHPに掲載します。

（参考）【毎日新聞 2009年6月25日】から抜粋

委員は、議会の同意を受けるなどして首長が任命する専門家。例えば、選挙管理委員は政治や法律に詳しい弁護士や行政書士が、労働委員は労組幹部や経営者らが務める。元県職員や元県議が選ばれるケースもある。

委員の仕事ぶりはそれぞれ大きく異なる。

選挙管理委員（4人）は、選挙の当選証書を手渡したり、投開票時の確認作業などを行う。月に1度、約2時間の総会に出席するほか、知事選があった1月は2回の委員会を開催。08年度は13回の委員会があった。

労働委員（15人）は労働者と使用者間のトラブル調整や、不当労働行為の救済を担当。08年の取扱件数は2件で、1件につき2人の委員が担当。月に1、2回、当事者同士の協議を数時間行う。労使交渉行為なども8件あり、1件につき1委員か2委員が担当。いずれも2回ほどの交渉で和解に至るといふ。

行政委員の報酬は都道府県ごとに差がある。岐阜の監査委員は月額21万8550円。